

住民税非課税世帯への 支援給付金(3万円/1世帯)のお知らせ

- 国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」として住民税非課税世帯への臨時支援給付金支給の方針を受け、本町でも給付金を支給します。
 - このお知らせは、令和6年度非課税世帯に対し、送付しています。
 - **給付金を受給するためには、特に手続きは必要ありません。**
- ※ 令和5年度又は令和6年度に給付金を支給した口座に
令和7年2月中旬頃に振込を予定しています。

手続きが必要な方は、次に該当する場合は。

- 給付金の受取を辞退される場合
- 過去に給付金の受取口座を解約等した場合で、口座を変更される場合

該当される方は、下記の連絡先にご連絡ください。

【問い合わせ先】 三朝町役場福祉課福祉保険係 TEL 0858-43-3520

支援給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。